

総社市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第23号

総社市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年総社市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（基本給月額に準ずる額）</p> <p>第6条 条例第6条の5第2項に規定する職員の基本給月額に準ずる額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員 給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額 <u>（応募及び応募の取下げ）</u></p> <p>第7条 条例第8条の2第9項の規定による応募は、<u>応募申請書によるものとする。</u></p> <p>2 条例第8条の2第9項の規定による応募の取下げは、<u>応募取下げ申請書によるものとする。</u> <u>（認定をし、又はしない旨の決定の通知）</u></p> <p>第8条 条例第8条の2第12項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。</p> <p>（1）<u>条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）</u></p>	<p>（基本給月額に準ずる額）</p> <p>第6条 条例第6条の5第2項に規定する職員の基本給月額に準ずる額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）給与が給料及び扶養手当に区分して支給される職員 給料及び扶養手当の合計額</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>をする旨の決定 認定通知書</u> <u>(2) 認定をしない旨の決定 不認定通知書</u> <u>(退職すべき期日の通知)</u> 第9条 <u>条例第8条の2第13項の規定による通知（以下「第13項通知」という。）は、退職すべき期日の決定通知書によるものとする。ただし、前条第1号に定める通知書により第13項通知を併せて行った場合は、退職すべき期日の決定通知書を省略することができる。</u> <u>(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意)</u> 第10条 <u>条例第8条の2第14項の規定による同意は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める同意書によるものとする。</u> <u>(1) 退職すべき期日の繰上げ 退職すべき期日の繰上同意書</u> <u>(2) 退職すべき期日の繰下げ 退職すべき期日の繰下同意書</u> <u>(新たに定めた退職すべき期日の通知)</u> 第11条 <u>条例第8条の2第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、退職すべき期日の変更通知書によるものとする。</u> (その他) 第12条 略</p>	<p>(その他) 第7条 略</p>

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。